

年金請求書 (国民年金障害基礎年金)

様式第107号

届書コード			届書
7	2	1	

二 次 元
コ ー ド

⑥ 市区町村
★
受付年月日

⑥ 年金事務所
受付年月日

年金コード			
5	3	5	
6	3		

- のなかに必要事項を記入してください。
(★◆印欄には、なにも記入しないでください。)
- フリガナはカタカナで記入してください。
- 請求者自ら署名する場合は、押印は不要です。

※基礎年金番号が交付されていない方は、「①基礎年金番号」欄は記入の必要はありません。

① 基礎年金番号			
② 生年月日	大・昭・平	年	月
	3 5 7		
⑩ 氏名	(フリガナ) (氏)	(名)	性別 男・女 1 2
⑪ 住所の郵便番号	⑫ 住所	住所コード (フリガナ)	市区町村

④ 記録不要制度			送 信	④ 年金種別	⑤ 進達番号		
(厚年)	(船員)	(国年)		5 3			
(国共)	(地共)	(私学)	6 3				
⑦ 重無		⑧ 未保		⑨ 支保			

「①基礎年金番号」欄を記入していない方は、つぎのことにお答えください。(記入した方は回答の必要はありません。)

過去に厚生年金保険、国民年金または船員保険に加入したことがありますか。○で囲んでください。

「ある」と答えた方は、加入していた制度の年金手帳の記号番号を記入してください。

	ある	ない
厚生年金保険		国民年金
船員保険		

⑬ 年金受取機関		(フリガナ)	
1. 金融機関 (ゆうちょ銀行を除く)		口座名義人氏名	
2. ゆうちょ銀行 (郵便局)			
年金送金先	⑭ 金融機関コード	⑮ 支店コード	
	(フリガナ)		⑰ 預金種別
	銀行 組協 連連 協 信農 信漁 信漁 協		本店 支店 出張所 本所 支所
⑱ 貯金通帳の口座番号		⑲ 口座番号 (左詰めで記入)	
記号 (左詰めで記入)		番号 (右詰めで記入)	
請求者の氏名フリガナと口座名義人氏名フリガナが同じであることを確認してください。 ※貯蓄口座は振込できません。			
印			

⑮ 支払局コード **0 1 0 1 6 0**

※口座をお持ちでない方や口座でのお受取りが困難な事情がある方は、お受取り方法について、「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

○下記⑳加算額の対象者欄記入について
配偶者が「児童扶養手当」を受けており、障害年金の決定後に子の加算へ移行することを希望する場合のみ「障害基礎年金の子の加算請求に係る確認書」の内容をご確認のうえ記載してください。

㉑ 加算額の対象者	⑲ 氏 名		生 年 月 日			障害の状態	診	連絡欄	
	(フリガナ)	(氏)	平	年	月	日	障害の状態にある・ない		◆
	(フリガナ)	(氏)	7						
対 象 者	(フリガナ)	(氏)	平	年	月	日	障害の状態にある・ない	◆	
	(フリガナ)	(氏)	7						
	(フリガナ)	(氏)	7						

X線フィルムの送付	
有・無	枚
X線フィルムの返送	
年 月 日	

① あなたは現在、公的年金制度等（表1参照）から年金を受けていますか。○で囲んでください。

1.受けている	2.受けていない	3.請求中	制度名（共済組合名等）	年金の種類
---------	----------	-------	-------------	-------

受けていると答えた方は下欄に必要事項を記入してください（年月日は支給を受けることになった年月日を記入してください）。

制度名（共済組合名等）	年金の種類	年 月 日	年金証書の年金コードまたは記号番号等
		. .	
		. .	
		. .	

㉑ 年金コードまたは共済組合コード・年金種別				
1				
2				
3				
㉒ 他年金種別				

「年金の種類」とは、老齢または退職、障害、遺族をいいます。

※あなたの配偶者について、記入願います。

(フリガナ) 氏 名	生 年 月 日	基礎年金番号

㉓ 上・外 上 外 1 2	㉔ 初診年月日 元号 年 月 日	㉕ 障害認定日 元号 年 月 日	㉖ 傷病名コード	㉗ 診断書	㉘ 等級	㉙ 有	㉚ 有年	㉛ 三	㉜ 差引
---------------------	---------------------	---------------------	----------	-------	------	-----	------	-----	------

㉝ 受給権発生年月日 元号 年 月 日	㉞ 停止事由	㉟ 停止期間 元号 年 月 元号 年 月	㊱ 条 文	失権事由	失権年月日 元号 年 月 日
------------------------	--------	-------------------------	-------	------	-------------------

㊲ 共済コード 共済記録 1				2															
元号	年	月	日	元号	年	月	日	要件	計算	元号	年	月	日	元号	年	月	日	要件	計算
3				㊳ 4															
元号	年	月	日	元号	年	月	日	要件	計算	元号	年	月	日	元号	年	月	日	要件	計算
5				6															
元号	年	月	日	元号	年	月	日	要件	計算	元号	年	月	日	元号	年	月	日	要件	計算
㊴ 7				8															
元号	年	月	日	元号	年	月	日	要件	計算	元号	年	月	日	元号	年	月	日	要件	計算
9																			
元号	年	月	日	元号	年	月	日	要件	計算										

㊵ 死亡保留	㊶ 追加区分
--------	--------

㊷ 請求者の個人番号	㊸ 時効区分	送信
------------	--------	----

★ 市区町村からの連絡事項	未納保険料の納付	有 昭和・平成 年 月分から 無 昭和・平成 年 月分まで	差額保険料の未納分の納付	有 昭和・平成 年 月分から 無 昭和・平成 年 月分まで
	保険料の追納	有 昭和・平成 年 月分から 無 昭和・平成 年 月分まで	検認票の添付	有 ・ 無

障害基礎年金の請求事由

1 障害認定日による請求

障害基礎年金は、病気またはケガによってはじめて医師の診療を受けた日（初診日）から1年6月目（その期間内になおったときにはその日）に一定の障害の状態にあるときに受けられます（ただし、一定の資格期間が必要です）。

この場合、年金請求書に添付する診断書は、初診日から1年6月目の障害状態がわかるものが必要です。

なお、請求する日が、1年6月目より1年以上過ぎているときには、なおったことにより請求するときを除き、初診日から1年6月目の診断書と請求時点の診断書が必要となります。（ただし、決定を行う際に、他の時点の障害の状態がわかる診断書の提出を求めることがあります。）

2 事後重症による請求

1に該当しなかった方でもその後病状が悪化し、一定の障害の状態になったときには本人の請求により障害基礎年金が受けられます。ただし、請求は65歳前に行う必要がありますが、この場合、年金請求書に添付する診断書は、請求時における障害の状態がわかるものが必要です。

また、支給は請求した月の翌月分から行われます。

3 初めて障害等級の1級または2級に該当したことによる請求

65歳前に一つの障害と他の障害とを合わせて初めて2級以上の障害の状態になったときには障害基礎年金が受けられます。この場合、年金請求書に添付する診断書は、初めて2級以上となったときのそれぞれの障害の診断書が必要です。

なお、この事由による請求は今までに2級以上の障害基礎年金を受けたことがある方、または2級以上の障害の状態になったことがある方は、行うことができません。また、支給は請求した月の翌月分から行われます。

この請求書に添えなければならない書類等

1 年金手帳、基礎年金番号通知書または被保険者証（添えることができないときはその事由書）

2 あなたの生年月日について明らかにすることができる、戸籍の謄本（戸籍の全部事項証明書）、戸籍の抄本（戸籍の個人事項証明書）、戸籍の記載事項証明書（戸籍の一部事項証明書）、住民票※（コピー不可）、住民票の記載事項証明書のうち、いずれかの書類（㊦欄に個人番号（マイナンバー）を記入して頂いた方は添付を省略できます。）

3 ㊦欄の加算額の対象者に該当する子がいるときは、次の書類等

加算額の対象者とは、あなたによって生計を維持されている18歳到達日以後の最初の3月31日までの間にある子（昭和52年4月1日以前に生まれた子については18歳未満の子）、または国民年金法施行令別表に定める1級または2級の障害の状態にある20歳未満の子をいいます。

ア 子の生年月日および子とあなたの身分関係を明らかにすることのできる、戸籍の謄本（戸籍の全部事項証明書）、戸籍の抄本（戸籍の個人事項証明書）、戸籍の記載事項証明書（戸籍の一部事項証明書）のうち、いずれかの書類

※㊦欄に住民票コードを記入して頂いた方も添付が必要です。

※戸籍の抄本または戸籍の記載事項証明書は、子とあなたのそれぞれの書類が必要となります。

なお、項番2と合わせて1通の戸籍謄本でも結構です。

※住民票ではこれらの書類に代えることはできません。

イ 障害の状態にある子については、医師または歯科医師の診断書（この用紙は年金事務所または街角の年金相談センターにあります。）

ウ 障害の状態にある子の傷病が表2に示すものであるときは、レントゲンフィルム

4 ㊦欄で「受けている」と答えた方で、「表1 公的年金制度等」のうち、

ケ、シに該当する方は、年金証書

ク、サに該当する方は、恩給証書

コに該当する方は、年金額決定（裁定）通知

スに該当する方は、年金証書または遺族給与金証書

セに該当する方は、年金証書・労災支給決定通知書（20歳前の傷病による障害基礎年金を請求される方のみ）

※コピーでも差し支えありません。

5 ㊦欄の8～10までの番号を○で囲んだ方は、その制度の管掌機関から交付された年金加入期間確認通知書（共済用）

6 ㊦欄に「1. はい」と答えた方は、第三者行為事故状況届（この用紙は、年金事務所または街角の年金相談センターにあります。）

7 障害基礎年金を受けるべき日の状態についての医師または歯科医師の診断書（この用紙は、年金事務所または街角の年金相談センターにあります。）

8 傷病が表2に示すものであるときは、障害基礎年金を受けるべき日に撮影したレントゲンフィルム（ないときはその近くの日のものでもかまいません。）

9 ㊦欄の収入関係欄の1で「はい」と答えたときは、子についてそれぞれアからカまでのいずれかに該当することが確認できる書類。なお、年収850万円以上^注の方は加算額の対象者になりませんが、その収入がこの年金の受給権発生当時以降には得られない見込みがある場合は、源泉徴収票等とそのことを記載した書類を添えてください。

（注）平成6年11月8日までに受給権が発生している方は「600万円以上」となります。

10 病歴・就労状況等申立書（この書類は、年金事務所または街角の年金相談センターにあります。）

表1（公的年金制度等）

ア. 国民年金法	イ. 厚生年金保険法	ウ. 船員保険法（昭和61年4月以後を除く）	
エ. 廃止前の農林漁業団体職員共済組合法	オ. 国家公務員共済組合法（昭和61年4月前の長期給付に関する施行法を含む）		
カ. 地方公務員等共済組合法（昭和61年4月前の長期給付に関する施行法を含む）			
キ. 私立学校教職員共済法	ク. 恩給法	ケ. 地方公務員の退職年金に関する条例	コ. 八幡共済組合
サ. 改正前の執行官法附則第13号	シ. 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法		
ス. 戦傷病者戦没者遺族等援護法	セ. 労働者災害補償保険法		

表2（国民年金法施行規則別表）

ア 呼吸器系結核	イ 肺化のう症	ウ けい肺（これに類似するじん肺症を含む。）
エ その他認定又は診査に際し必要と認められるもの		

キ
リ
ト
リ
セ
ン

(切り離して提出してください。)

履歴欄の記入方法

履歴はあなたがはじめて公的年金制度（表3）に加入したときから古い順に記入してください。

事業所等などの名称変更や所在地の変更、転勤などがあったときは、そのことがわかるように、それぞれの事業所等毎に必要な事項を記入してください。

《記入例》

くわしくわからないときでも、郡市区名までは記入してください。

くわしくわからないときでも、年月まであるいは何年の夏とか冬までといったように記入してください。

加入していた年金制度が国民年金のときは、記入不要です。

社名だけでなく、支店・工場名等についても記入してください。

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
事業所(船舶所有者)の名称および船名であったときはその船名	事業所(船舶所有者)の所在地または国保税加入地の名称	勤務期間または国民年金の加入期間	加入していた年金制度の種類	備考欄	1 国民年金 2 厚生年金(被保険者) 3 厚生年金(配偶者)被保険者 4 共済組合等	2 国民年金 3 厚生年金(被保険者) 4 厚生年金(配偶者)被保険者 5 共済組合等	3 国民年金 4 厚生年金(被保険者) 5 厚生年金(配偶者)被保険者 6 共済組合等	4 国民年金 5 厚生年金(被保険者) 6 厚生年金(配偶者)被保険者 7 共済組合等	5 国民年金 6 厚生年金(被保険者) 7 厚生年金(配偶者)被保険者 8 共済組合等	6 国民年金 7 厚生年金(被保険者) 8 厚生年金(配偶者)被保険者 9 共済組合等
(南) ○ ○ 商店	台東区台東2-X-X	29.4.1から 35.3.31まで	国民年金							
△△化学(株)	杉並区高井戸西3-X-X	36.4.1から 38.3.31まで	国民年金							
△△化学(株)大阪工場	江東区亀戸5-X-X	38.4.1から 41.3.31まで	国民年金	江東 とる△						
△△化学(株)大阪支店	大阪市東区谷町4-X-X	41.4.1から 53.3.31まで	国民年金	大手前 どのろ△						
△△化学(株)大阪支店	大阪市西区北堀江9-X-X	53.4.1から 54.6.30まで	国民年金							
△△化学(株)東京支店	江東区亀戸5-X-X	54.7.1から 55.3.31まで	国民年金							

備考欄について

わかる方のみ以下の事項を記入してください。

- 各事業所等の
 - ・健康保険被保険者証
 - ・共済組合員証等の記号および番号
- 厚生年金保険の事業所の整理記号（アルファベット）および被保険者の番号（健康保険組合の設立されている事業所等の組合）

表3 公的年金制度：下の表に示す法律の年金制度をいいます。

ア. 国民年金法	イ. 厚生年金保険法	ウ. 船員保険法（昭和61年4月以後を除く）
エ. 廃止前の農林漁業団体職員共済組合法	オ. 国家公務員共済組合法	カ. 地方公務員等共済組合法
キ. 私立学校教職員共済法	ク. 旧市町村職員共済組合法	ケ. 地方公務員の退職年金に関する条例
コ. 恩給法		

留意事項

- すでに年金事務所に加入期間の照会を受けている方は、できるかぎり、その回答書のコピーをこの請求書に添えてください。
- 米軍等の施設関係に勤めていたことがある方は、(1)欄に部隊名、施設名、職種をできるかぎり記入してください。
- 厚生年金の加給年金額対象者となっている方は「加給年金額支給停止事由該当届」を速やかに年金事務所に提出してください。
- 添付書類は、「コピー」、「コピー可」と記載されているもの以外は、原本を添付してください。
- 戸籍謄本、住民票等（年金請求等に用いることを目的として交付されたものを除きます。）の原本については、原本を提出したお客様から原本返却のお申出があった場合、職員がそのコピーをとらせていただいた上で、お返しいたします。（第三者証明、診断書等、原本返却できない書類もあります。）

【年金請求書の提出先】

この年金請求書は、市役所、区役所あるいは町村役場に提出してください。
ただし、国民年金の第3号被保険者期間中に初診日のある方は、お近くの年金事務所に提出してください。
年金請求書の提出は郵送していただいても結構です。（郵送の場合、添付書類が揃っていることをご確認ください。）
※年金請求書の受付は、上記の提出先にかかわらず全国どこの年金事務所および街角の年金相談センターでも承っております。

キ
リ
ト
リ
セ
ン

（切り離して提出してください。）